

株式等振替制度における新株予約権付社債及び新株予約権の取扱要件の見直しに伴う
株式等の振替に関する業務規程の一部改正新旧対照表

目 次

	(ページ)
1. 株式等の振替に関する業務規程の一部改正新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2. 株式等の振替に関する業務規程施行規則の一部改正新旧対照表・・・・・・・・	3

株式等振替制度における新株予約権付社債及び新株予約権の取扱要件の見直しに伴う
株式等の振替に関する業務規程の一部改正について

1. 株式等の振替に関する業務規程（平成20年8月15日通知） （下線部分変更）

新	旧
<p>（機構取扱対象株式等）</p> <p>第6条 機構は、株式等のうち次に掲げるもの（以下「機構取扱対象株式等」という。）であって次条第1項の同意を得たものを株式等振替業において取り扱うものとする。</p> <p>（1）～（3） （略）</p> <p>（4） 前号に掲げる新株予約権以外の新株予約権であって次に掲げるもの。</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 前イに掲げる新株予約権以外の新株予約権であって規則で定める要件のすべてを満たすもの（以下「<u>非上場新株予約権</u>」という。）</p> <p>（5） （略）</p> <p>（6） 前号に掲げる新株予約権付社債以外の新株予約権付社債であって次に掲げるもの（次号に掲げるものを除く。）</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 前イに掲げる新株予約権付社債以外の新株予約権付社債であり、かつ、規則で定める要件をすべて満たすものであって、新株予約権の行使に際してする出資の目的が当該新株予約権付社債に係る社債であるもの（以下「<u>非上場新株予約権付社債</u>」という。）</p> <p>（7）～（11） （略）</p>	<p>（機構取扱対象株式等）</p> <p>第6条 機構は、株式等のうち次に掲げるもの（以下「機構取扱対象株式等」という。）であって次条第1項の同意を得たものを株式等振替業において取り扱うものとする。</p> <p>（1）～（3） （略）</p> <p>（4） 前号に掲げる新株予約権以外の新株予約権であって次に掲げるもの。</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 前イに掲げる新株予約権以外の新株予約権であって規則で定める要件のすべてを満たすもの（以下「<u>総額買取型新株予約権</u>」という。）</p> <p>（5） （略）</p> <p>（6） 前号に掲げる新株予約権付社債以外の新株予約権付社債であって次に掲げるもの（次号に掲げるものを除く。）</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 前イに掲げる新株予約権付社債以外の新株予約権付社債であり、かつ、規則で定める要件をすべて満たすものであって、新株予約権の行使に際してする出資の目的が当該新株予約権付社債に係る社債であるもの（以下「<u>総額買取型新株予約権付社債</u>」という。）</p> <p>（7）～（11） （略）</p>

2. 附則

この改正規定は、平成25年2月1日から施行する。

以 上

株式等振替制度における新株予約権付社債及び新株予約権の取扱要件の見直しに伴う
株式等の振替に関する業務規程施行規則の一部改正について

1. 株式等の振替に関する業務規程施行規則（平成20年8月15日通知）（下線部分変更）

新	旧
<p>(非上場新株予約権等の要件)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>4 (略)</u></p> <p><u>5 規程第6条第4号ロ及び第6号ロに規定する規則で定める要件は、次に掲げる要件とする。</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>国内で発行されるものであること。</u></p> <p>(3) <u>当該新株予約権又は当該新株予約権付社債を取り扱うことにより、株式等振替制度の信用が害されないこと。</u></p> <p>(4) <u>当該新株予約権又は当該新株予約権付社債を取り扱うことにより、株式等振替制度の適正かつ確実な運営に支障が生じるおそれがないこと。</u></p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p>	<p>(総額買取型新株予約権等の要件)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>3の2 (略)</u></p> <p><u>4 規程第6条第4号ロ及び第6号ロに規定する規則で定める要件は、次に掲げる要件とする。</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>発行する新株予約権の総数が法第44条第1項各号に掲げる者又は当該者の企業集団に属する法人（当該者の親会社若しくは子会社又は当該者、当該者の親会社及び子会社が所有する議決権を合わせた場合に議決権の過半数を占める会社その他の当該者の親会社及び子会社がその経営を支配している法人をいう。以下同じ。）に割り当てられるものであること。</u></p> <p>(3) <u>新株予約権を行使する者が割当てを受けた法第44条第1項各号に掲げる者又は当該者の企業集団に属する法人（割当てを受けたその法人に限る。）に特定されているものであること。</u></p> <p>(4) <u>第2号において発行者が発行する新株予約権が法第44条第1項各号に掲げる者の企業集団に属する法人に割り当てられる場合には、当該者が当該法人の代理人として当該新株予約権に係る手続を行うものであること。</u></p> <p><u>(5) 国内で発行されるものであること。</u></p> <p><u>5 機構は、振替業を適正かつ確実に営むにつき支障を生じるおそれがあると認める場合には、規程第6条第4号及び第6号ロに規定する規則で定</u></p>

6 (略)

(同意書)

第3条 機構取扱対象株式等の発行者は、規程第7条第1項の同意をする場合には、機構に対し、次の各号に掲げる事項（第4号及び第5号については株式、投資口、協同組織金融機関の優先出資、投資信託受益権又は受益証券発行信託の受益権についての同意の場合に限り、第6号については新株予約権又は新株予約権付社債についての同意の場合に限る。）を記載した所定の書面（以下「同意書」という。）を提出しなければならない。

(1)～(8) (略)

(9) 第4号の株式等又は第6号の新株予約権若しくは新株予約権付社債（非上場新株予約権及び非上場新株予約権付社債を除く。）について金融商品取引所による上場日の変更又は上場承認の取消しがあった場合には、直ちにその旨を機構に通知する旨

(10) (略)

2・3 (略)

(銘柄情報の通知事項)

第240条 規程第178条第1項に規定する通知は、次に掲げる日に行うものとする。

(1) (略)

(2) 振替新株予約権付社債が非上場新株予約権付社債に該当する場合（次号に該当する場合を除く。）条件決定日の翌営業日（発行者が当該振替新株予約権付社債の発行を決定した日（以下この章において「発行決議日」という。）に発行条件を決定した場合には、当該発行決議日の翌営業日から

める要件を満たすものであっても、取り扱わないことができるものとする。

6 (略)

(同意書)

第3条 機構取扱対象株式等の発行者は、規程第7条第1項の同意をする場合には、機構に対し、次の各号に掲げる事項（第4号及び第5号については株式、投資口、協同組織金融機関の優先出資、投資信託受益権又は受益証券発行信託の受益権についての同意の場合に限り、第6号については新株予約権又は新株予約権付社債についての同意の場合に限る。）を記載した所定の書面（以下「同意書」という。）を提出しなければならない。

(1)～(8) (略)

(9) 第4号の株式等又は第6号の新株予約権若しくは新株予約権付社債（総額買取型新株予約権及び総額買取型新株予約権付社債を除く。）について金融商品取引所による上場日の変更又は上場承認の取消しがあった場合には、直ちにその旨を機構に通知する旨

(10) (略)

2・3 (略)

(銘柄情報の通知事項)

第240条 規程第178条第1項に規定する通知は、次に掲げる日に行うものとする。

(1) (略)

(2) 振替新株予約権付社債が総額買取型新株予約権付社債に該当する場合（次号に該当する場合を除く。）条件決定日の翌営業日（発行者が当該振替新株予約権付社債の発行を決定した日（以下この章において「発行決議日」という。）に発行条件を決定した場合には、当該発行決議日の翌営業

起算して5営業日後の日)

(3) (略)

2・3 (略)

(新規記録通知事項)

第242条 (略)

2 (略)

3 規程第180条第2項の通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間に行うものとする。

(1) (略)

(2) 新規記録する銘柄が非上場新株予約権付社債の場合 機構から同第178条第2項の通知を受けた日の翌営業日から発行代理人が同第180条第1項の新規記録通知を機構に通知する日の前営業日まで

4～6 (略)

別表1

1. (略)

2. 新株予約権付社債の発行者の場合

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期
(1)～(16) (略)	(略)	(略)
(17) <u>非上場新株予約権付社債</u> の割当先を決定した場合	<u>非上場新株予約権付社債</u> を発行する会社	(略)
(18)～(21) (略)	(略)	(略)
(22) 金融商品取引所	(略)	(略)

日から起算して5営業日後の日)

(3) (略)

2・3 (略)

(新規記録通知事項)

第242条 (略)

2 (略)

3 規程第180条第2項の通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間に行うものとする。

(1) (略)

(2) 新規記録する銘柄が総額買取型新株予約権付社債の場合 機構から同第178条第2項の通知を受けた日の翌営業日から発行代理人が同第180条第1項の新規記録通知を機構に通知する日の前営業日まで

4～6 (略)

別表1

1. (略)

2. 新株予約権付社債の発行者の場合

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期
(1)～(16) (略)	(略)	(略)
(17) <u>総額買取型新株予約権付社債</u> の割当先を決定した場合	<u>総額買取型新株予約権付社債</u> を発行する会社	(略)
(18)～(21) (略)	(略)	(略)
(22) 金融商品取引所	(略)	(略)

への上場 廃止又は 日本証券 業協会に おける指 定の取消 しの原因 となる事 実が発生 した場合 (<u>非上場 新株予約 権付社債</u> を除く。)		
(23)～(25) (略)	(略)	(略)

への上場 廃止又は 日本証券 業協会に おける指 定の取消 しの原因 となる事 実が発生 した場合 (<u>総額買 取型新株 予約権付 社債</u> を除 く。)		
(23)～(25) (略)	(略)	(略)

3. 新株予約権の発行者の場合

通知すべき 場合	通知すべき 者	通知すべき 時期
(1) (略)	(略)	(略)
(2) <u>非上場 新株予約 権</u> の発行 を決定し た場合(発 行する新 株予約権 が振替新 株予約権 である場 合に限 る。)	(略)	(略)
(3)～(13) (略)	(略)	(略)

3. 新株予約権の発行者の場合

通知すべき 場合	通知すべき 者	通知すべき 時期
(1) (略)	(略)	(略)
(2) <u>総額買 取型新株 予約権</u> の 発行を決 定した場 合(発行す る新株予 約権が振 替新株予 約権であ る場合に 限る。)	(略)	(略)
(3)～(13) (略)	(略)	(略)

(14) 金融商品取引所への上場廃止の原因となる事実の発生(非上場新株予約権を除く。)	(略)	(略)
(15)～(17) (略)	(略)	(略)

4.～7. (略)
(注) (略)

(14) 金融商品取引所への上場廃止の原因となる事実の発生(総額買取型新株予約権を除く。)	(略)	(略)
(15)～(17) (略)	(略)	(略)

4.～7. (略)
(注) (略)

2. 附則

この改正規定は、平成25年2月1日から施行する。

以 上